

# 地平線

全日本港湾労働組合  
関西地方建設支部機関誌

2026年1月7日 398号

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

〒552-0021

大阪府大阪市港区築港1-12-27

電話 06-6572-2105

e mail kensetsu@crux.ocn.ne.jp

## 迎春 新しい年が明けました 2026年 午年

26春闘は始まっています 2/26春闘要求提出に向け話し合いを進めていきましょう

現在、日本を取り巻く情勢は激動しています。もちろん、日本自身も昨年は選挙で自公の与党が敗北し「少数与党」に転落しました。石破政権から高市政権へ変わり、公明党が連立から抜けて、高市自民党は維新と連立を組みました。今までとは違う国会政治の姿になってきています。

アメリカは1／3国家的拉致行動というか、特朗普大統領が軍を動員して南米のベネズエラに攻め込み、80人程を殺しマドウロ大統領を拉致しアメリカに連れ去りました。いろいろ理屈と理由をしゃべってはいるが、今は作戦成功だと自慢しています。しかし、過去のベトナム、アフガン、イラクを思い出せば分かるように、いつも、始めは勝利だ！と意気揚々だが、5年～10年すると、いつやめるのか、どう撤退するのか？分からなくなっていたのではなかっただろうか。11／3（火）の上院・下院の中間選挙に役立つと考えての行動なのか。アメリカ国内も分断・分裂の社会であり、火に油を注ぐような混乱を生み出していくそうです。同時に南米はじめ世界の政治経済構造を大きく変えていく導火線になっています。日本も今後大きな影響を受けていきます。

経済では米中貿易戦争は続いていて、関税が高くなり日本経済も混乱と危機に巻きこまれています。少数与党の高市政権は維新との連立、国民民主党とも共闘し難しい政治の舵取りになっています。

日々の経済生活では、食糧、電気・ガスの光熱費などすべてが値上がりして、インフレの波が続いています。日本銀行は政策金利を0.5%から0.75%に引き上げましたが円安は止まらず1ドル=155円前後にとどまっています。円安のため輸入品は高くなり、国内のインフレ・物価は続いています。また、国債の増発により日本の国家財政への不信が強まり、円の信用が弱くなり円安に繋がっています。同時に長期金利は2%以上に上がって「住宅ローン」などは負担が増えていく経済情勢にあります。春闘では大企業は5%以上の賃上げ要求だと報道されていますが、中小企業では今まで名目賃金は若干引き上げられましたが物価の値上がりには追いつかず実質賃金は下がっています。実質賃金を引き上げることが重要な課題です。

**政治では、1／23（金）から**  
通常国会が6／21（日）までの150  
日の会期で始まります。軍事大国になる  
んだ！みたいな勢いで税金・国債などから  
膨大な金を使いミサイルや武器を買お  
うと政治が動き始めています。今でも苦  
しい年金・医療、社会保障の資金や子育て・  
教育の金が削られ社会福祉が圧迫さ  
れています。少子高齢社会の転換が出来  
ていません。毎年、年間70万人ほど人口  
が減り続けています。格差社会が拡大  
し今の賃金では生活が苦しく結婚や子供  
をもつ希望をもてない現実が広がってい  
ます。若者が少なく、若者が育たない社  
会の未来はなく、社会の活力は生まれま  
せん。富める者は富み、貧しいものはま  
すます貧しくなり格差が大きく広がって  
います。

税金を取り立て軍事に莫大な金を使う  
ことは中止させていく必要があります。  
今年は、26年度の約122兆円の国家  
予算が年度内（3月末）に成立すれば高  
市政権は総選挙をやるのでは？と予想さ  
れたりしています。日頃から、政治・経  
済をよく見極めて選挙の時には悔いのな  
い一票を入れるようにしたいものです。  
社会の動きに関心を持ち政治・経済を考  
え、まわりの人たちとも意見交流が出来  
るような環境をコツコツ作って行きたい  
ものです。

**日々の労働と生活**はあわただしく  
厳しい現実の中にはありますが、  
労働者・労働運動は、仕事・職場で集ま  
り団結し賃金・労働条件を引き上げ生活  
を改善するため経営に要求書を提出し闘つ  
ていきます。

今年もすでに2026春闘は始まっ  
ています。

1／13（金）支部執行委員会は、関西  
地本において支部春闘討論集会をやりま  
す。

26春闘方針、要求内容などを議論しま  
す。

1／27（火）には、関西地方本部で建  
設支部はじめ関西の6支部代表者が集ま  
り、春闘討論集会があります。

また、全国的には、1／29（木）～3  
0（金）豊橋で全港湾中央委員会が開か  
れて、全国から代表が集まり26春闘の  
基本要求、方針が決定します。

そのような多くの討論、会議を土台に  
して2／26（予定）には、各経営に春  
闘要求を提出します。各分会の皆さんには、  
職場要求を現場で意見交流し支部執行委  
員と相談しながら要求内容を決めていっ  
てください。昨年、解決出来なかった課  
題を掘り下げ明確にしながら、春闘で団  
体交渉をして実現に向け活動していきま  
しょう。

## 非正規労働者の待遇改善を飛躍的に勝ち取ろう！ パート・有期労働法 5年見直しへ向けて

### ——同一労働同一賃金ガイドライン案 が示される——

パート・有期雇用労働法が成立して5年。  
今年は法施行後5年の見直しの年にあたっ  
ています。労働政策審議会で検討が進ん  
でいたガイドラインの見直しが、2025

年11月21日に「ガイドライン（案）」  
として示されました。いくつかの注目す  
べき新設事項や変更によって、従来より  
も一步踏み込んだ指針となっています。

### ——非正規にも賞与を——

この指針の正式名称は「短時間・有期雇  
用労働者及び派遣労働者に対する不合理

な待遇の禁止等に関する指針」です。注目すべき新設項目として、まず挙げられるのは「賞与」の項です。

これは「長澤運輸事件」の最高裁判決を踏まえて新設されたといわれています。同事件の最高裁判決は、非正規労働者と正規労働者との一部手当の格差は違法と認めましたが、賃金の主要部分である基本給や賞与などの相違については不合理ではないとし、違法性を認めませんでした。この判決も、一定の条件のもとで格差を容認したものでしたが、一般には「最高裁が基本給・賞与の格差を広く認める方向性を示した」と理解されてきました。

しかし、今回のガイドライン案では以下のように述べています。

「賞与については……様々な性質および目的が含まれうるものであるが……違いに応じた均衡のとれた内容の賞与を支給せず……事情もない場合、当該賞与の相違は不合理と認められる……」

つまり、賃金の後払いや功労報償など、賞与支給の性質や目的が非正規労働者にも妥当する場合、正規労働者と均衡のとれた賞与を支給すべきであるということが追記されたのです。これにより、非正規労働者も闇い方によっては、正規労働者と同様の賞与を要求できます。また会社側は、非正規労働者にだけ賞与を支給しない（あるいは均衡を欠いた支給をする）場合、それが不合理な格差ではないことを客観的に示さなければならなくなりました。

### ——退職手当も該当——

また、指針では「退職手当」についても新たに言及しています。内容は賞与に関する考え方とほぼ同様です。すなわち、非正規労働者だからといって当然に退職手当が支給されないのは不合理であり、退職手当が賞与と同じような位置付ければ、均衡のとれた支給が要求されます。

これも、非正規労働者への退職金不支給を容認した「メトロコマース事件」の最高裁判決を踏まえて新設されたといわれています。一般に浸透している「非正規への退職金不支給は許される」という理解に、一石を投じる内容となっています。

### ——住宅手当、家族手当にも言及——

さらにガイドライン案では、住宅手当と家族手当についても項を新設しました。

住宅手当については、「ハマキヨウレックス事件」の最高裁判決で非正規労働者への不支給が不合理ではないと判断されたことを踏まえた内容になっています。具体的には、「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるものについて、通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の住宅手当を支給しなければならない」とされています。また注釈として、「転居を伴う配置の変更の有無にかかわらず支給されるものについても……不合理と認められる相違を設けてはならない」と明記されました。

つまり、条件に違いがない場合は、非正規労働者にも住宅手当の支給を求めているのです。

家族手当についてはより簡明で、「労働契約を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれている短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の家族手当を支給しなければならない」と、疑いの余地のない表現になっています。

退職・住宅・家族手当への言及は法の画期

そもそも、これら三つの手当は今回のガイドライン案で初めて設定されたものです。従来のガイドラインには、これらについて同一賃金を要求する項目はありませんでした。パート・有期雇用労働法の制定時、これらの手当に規制をかけることに経営側の抵抗が極めて大きかったといわれています。退職金や住宅・家族手当は、いわゆる「日本型終身雇用」を

象徴するものです。その意味で、ガイドライン案が不十分ながらもこの領域に踏み込んだことは、非正規労働者の闘いにおける大きな前進といえます。

以上の項目以外にも、「(指針に具体例として)該当しない場合であっても……待遇の相違が不合理と認められる可能性がある」という基本的な考え方が新設されました。

### ——「正社員人材確保論」は万能ではない——

ガイドライン案の「基本的な考え方」では、非正規・正規間で待遇の決定基準に相違がある場合の取り扱いについて、次のような項を新設しています。「待遇の相違は……主観的又は抽象的な説明では足りず……客観的および具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない」としました。

ここで触れられているのは、いわゆる「正社員人材確保論」についてです。つまり、「正社員は将来の役職者候補として、広い職務範囲や異動を前提に育成している」といった主観的・抽象的な説明だけでは、格差の理由として不十分であるということです。

### ——パート有期法成立後の変化——

上記2010年代の一連の最高裁判決を受けて同一労働同一賃金の掛け声も、一部手当は取り上げても基本給、賞与、退職金など賃金の主要部分には及ばないか、との声も聴かれたし経営法曹はそのように喧伝もしました。

しかし今回示されたガイドライン案には、そういった一般的の受け止めとは相違する新たな内容が付加されています。基本給、賞与、退職金、住宅手当等々賃金のみならず全ての待遇に改めて相違の不合理性を問うものです。

一連の最高裁判決は旧労働契約法20条の規制で争われましたが、同条はパート・

有期労働法に廃止、統合されました。パート・有期労働法は8条、9条によって待遇格差を禁じる二通りの条項を持っています。

実際には最高裁判決も一定の待遇格差を不合理とする判断を示していますが、今回ガイドライン案が不合理な待遇格差を禁じる方策をさらに詳細に示したことは、こういった法律の改編、再編と関係しているのかもしれません。

パート・有期労働法はまず9条において「通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別取扱いの禁止」とタイトルを冠し、「短時間・有期雇用労働者であることの理由として、基本給、賞与、その他の待遇のそれぞれについて、差別的取り扱いをしてはならない」と明記しています。

ここでいう「基本給、賞与、その他の待遇」とは賃金のみならず、教育訓練、休暇、安全衛生、災害補償、解雇などすべての待遇に及びます。この場合の「待遇」は労働契約の内容である労働条件ではなく、雇用管理上の「待遇」一般を規制するとの理解が一般的と言われています。法律の順番は逆ですが、9条が包括的差別取扱い禁止規定として先行し、その適用がない場合8条で「事業主は・・短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与、その他の待遇それぞれについて・・不合理と認められる相違を設けてはならない」と定めています。

8条は個別の「待遇」毎に検討する、という構造となっています。もちろん8条の検討対象も9条と同様すべての「待遇」であることは言うまでもありません。

### ——ガイドラインを活用して闘おう——

パート・有期法を検討した労働政策審議会の報告に、当時の一定の危機感を表している以下の建議があります。

「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の

間には賃金、福利厚生、教育訓練などの面で待遇格差があるが、こうした格差は、若い世代の結婚・出産への影響により少子化の一要因となるとともに、ひとり親家庭の貧困の要因となる等、将来にわたり社会全体へ影響を及ぼすに至っている。

また、労働力人口が減少する中、能力開発機会の乏しい非正規雇用労働者が増加することは、労働生産性向上の隘路ともなりかねない。」

少子化、ひとり親家庭の貧困、労働生産性の低下などへの言及をみれば、派遣法制定を始め膨大な非正規労働者を生み出した野放図な新自由主義に経営などの一定の反省を示したモノとも読めるでしょうか。

またこの間の企業内外に膨大な非正規労

働者の出現を阻止できなかった正社員労働組合運動も問われています。その意味で太平ビル分会の過去の運動の方向もまた問われねばなりません。

パート・有期労働法、そしてこのガイドライン案は同一企業内での均等・均衡をうたっているにすぎず、非正規労働者全體の苦境を解決する手段としては到底十分なものとは言えません。しかし今回のガイドライン案を詳細にみれば非正規労働者が活用しうる内容が沢山新設されており、まずはこれを足掛かりに今いる企業内で均等待遇を勝ち取りましょう。

## 今後の予定

1／13（火）18：30	支部執行委員会
19：30	支部26春闘討論集会（地本）
1／15（木）18：30	ヨンデネット（日朝日韓連帯）
1／21（水）9：30	地本労職対
1／22（木）18：00	南大阪総会・旗開き（田中機械）
1／26（月）13：00	地本執行委員会
1／27（火）9：00	地本春闘討論集会（第1センター）
1／28（水）15：00	ユニオンネット運営委
1／29（金）	第47回中央委員会（豊橋）<春闘要求討議
2／2（月）18：30	支部執行委員会（予）
2／12（木）13：00	樋口商店分会斡旋（労働委員会）
2／20（金）18：00	西成メーデー相談会
2／26（木）	地本要求提出（予）



## 関生弾圧抗議・府警前集会に参加しました

2026年一月一日も関西生コン弾圧に抗議する大阪府警前元旦行動に參加しました。

大阪府警をはじめ京都、滋賀、和歌山など警察、検察は、「恐喝」「威力業務妨害」などの名目で連帶関西生コンの組合員80名以上を逮捕拘留し、起訴しました。

昨年はいくつかの公判で無罪判決が続出しました。連帶の湯川委員長は一審では実刑判決まで出ましたが控訴審では一部無罪、実刑判決は取り消されました。

昨年後半には関西民放各局、NHK等で無罪判決が大きく報道され反響を呼んでいます。

集会では案外言及されていませんでしたが、日本の裁判で検察(国家)が起訴までして、無罪判決が出るということは並大抵のことではありません。

組合員、弁護士の奮闘もありますが如何にこの弾圧が違法非道であったかを如実に物語っていると感じました。

最後に、同元旦行動には二月に亡くなった野崎書記長が毎年参加しており、昨年も元気に顔を見せていました。野崎さんも喜んでいる。